

事務所だより

第105号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

治療と仕事の両立支援

ガイドラインに追加掲載

疾患を抱える労働者に働く意欲や能力があるとしても、治療と仕事の両立を支援体制が十分ではないときには、就業を継続したり、休職後に復職することが困難です。治療と仕事の両立が可能な環境が整っていない職場では、退職しなければならない場合が多く見受けられます。

そこで、厚生労働省が平成二十八年二月に『事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン』を公表しました。
公表時のガイドラインには、がんや脳卒中、肝疾患を発症した方に対する留意事項が掲載されていますが、新たに難病に関する留意事項、企業・医療機関連携のためのマニュアルが追加掲載されたガイドラインが公表されました。
なお、ガイドラインは、厚

生労働省ホームページ、または『治療と仕事の両立支援ナビ』（平成三十年度の厚生労働省委託事業として株式会社日本経済社が受託して開設しているサイト）にてダウンロードすることができます。

このガイドラインには、治療が必要な疾患を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなどがないように、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方が記載されていますので、ご参考ください。

事業主に期待を込めて

労働者が治療と仕事を両立するためには、事業主や人事労務管理担当者、産業医・産業保健スタッフ、医療機関による組織的な取組と相互の連携とともに、労働者の上司や

同僚の理解が欠かせません。その中で、事業主には次のようなことが期待されています。
(A) 企業の対応・従業員の疾患の早期発見・早期治療、重症化防止、理解のある職場風土の形成、時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度など

ヒューマンエラーとは

ヒューマンエラーは「意図しない結果を生じる人間の行為」（厚生労働省の定義）で、人が行動する様々な場面で発生します。
重大な災害や事故には至らなかつた一歩手前の状況であるヒヤリハットや、事故となつた場面を調査分析すると、多くの場合にヒューマンエラーが見つかっています。さらに、労働災害の八割に人間の不安全な行動が含まれています（厚生労働省 労働災害原因要素の分析より）。

ヒューマンエラーは、「見間違えた」「やり間違えた」「やり忘れた」など、「やらなければならないことが決まっている」ときに、「やらなければならないことをしなかった」または「やってはならないことをした」ときに発生しています。

ヒューマンエラーを防ぐために

ただし、故意に「やるべきことをやらなかった」または「やってはならないことをした」ということは違反になり、ヒューマンエラーとは区別します。

ヒューマンエラーを減らす

ヒューマンエラーを完全に無くすことは難しいのですが、次のような対策によって○（ゼロ）に近づけることができるのではないのでしょうか。

- ① 人が間違えないように教育訓練する。

(例) 定期的に教育訓練を行い、作業・行動に対する知識、能力、技量の不足を補う。スキルの高い管理者や指導係りを配置する。

- ② 人が間違えにくい仕組み・やりかたにする。

(例) 可能な限り、手作業を省略化する。作業手順を誤ったときに、次のステップに進めない仕組み

(B) 必要な支援・柔軟な勤務形態、休暇・休業制度と利用しやすい職場風土、情報提供、早期発見・重症化予防などの支援など

(C) 期待される取組：がん患者との認識の共有、がん患者と主治医、産業医等が連携した相談支援、従業員に対する研修の実施など

を導入する。

③ 人が間違えてもすぐ発見できるようにする。

(例) 作業手順を誤ったときに、ランプ点灯やブザー音などで知らせる。

④ 人が間違えてもその影響が少なくなるようにする。

(例) 作業を行った後、時間差で複数人のチェックを受ける。

先述のヒューマンエラーを減らすための対策と同時に、過去に起きたエラー事例をお互いに共有し、ヒューマンエラーに対する関心をもつこと

雇用保険手続き時のマイナンバー

平成二十八年一月より、雇用保険手続き時には個人番号(マイナンバー)を記載して届け出ることになっていますが、実務上は記載されていない場合であっても返戻されることはありませんでした。

しかし、平成三十年五月以降は、マイナンバーが必要な届け出にマイナンバーの記載・添付が無い場合には返戻されることとなりました。マイナンバーの記載が必要な届出等と添付が必要な届出等は、次のとおりです。

が大切です。エラー事例に同じような環境や状況で発生していることがあれば、最優先に防止対策を立てて取り組みます。

その他、平成二十九年度厚生労働省補助事業として中央労働災害防止協会がヒューマンエラー防止のための「ラーニング教材「なくそう」ヒューマンエラー」を開発し、公開していますので、ヒューマンエラーに対する認識を深める参考資料にご活用ください。

- ◎マイナンバーの記載が必要な届出等
 - ① 雇用保険被保険者資格取得届
 - ② 雇用保険被保険者資格喪失届
 - ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書
 - ④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
 - ⑤ 介護休業給付支給申請書
- ◎個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

(ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合)

- ⑥ 雇用継続交流採用終了届
- ⑦ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請書(二回目以降)
- ⑨ 育児休業給付金支給申請書(二回目以降)

すでにハローワークにマイナンバーを届け出ている場合には、①～⑤の届出については、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載しておく、マイナンバーの記載を省略することができます。なお、「マイナンバー届出済」の記載をしても、実際には届出がされていない場合は返戻されますので、その際はマイナンバーの届出が必要です。

また、新規に被保険者資格を取得する方は被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。個人番号登録・変更届の提出が、各種届出等の後になる場合には、各種届出等の欄外等に「マイナンバー別途届出(平成〇年〇月〇日頃)」と記載して届け出をしてください。

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取扱い

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合には、次のような対応を求めています。

- ・雇用保険手続の届け出に個人番号を記載することが、事業主の法令上の義務であることと理解の上、従業員に個人番号の提供を求めらる。
- ・仮にマイナンバーの提供を拒否された場合には、その旨を申し出る。

個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続の届出を受理しないということはない、このことです。

五月の労務手続 「提出先・納付先」

- 十日
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

- 公共職業安定所
- 労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

- 労働基準監督署
- 障害者雇用納付金の申告期限、

障害者雇用調整金の申請期限
「(独) 高齢・障害者雇用支援機構」
三十一日

○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

ペランダの風通しのよいところに置いている初雪カズラが、白い小さな花を咲かせています。今までは冬に枯れていたのですが、今年は何とか持ちこたえてくれました。

今年の連休は、植物の手入れや植え替えなどで終わります。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com